

湯沢町地域公共交通活性化協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、湯沢町地域公共交通活性化協議会規約第11条の規定に基づき、湯沢町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局の運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事。
- (2) 協議会の資料作成に関する事。
- (3) 協議会の庶務に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項。

(職員等)

第3条 事務局に事務局長・事務局次長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、湯沢町総務部長をもって充てる。
- 3 事務局次長は、湯沢町総務部企画政策課長をもって充てる。
- 4 事務局員は、湯沢町総務部企画政策課職員及びその他必要な者をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関する事。
- (2) 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関する事。
- (3) 物品及び現金の出納に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事。

(文章の取扱い)

第5条 事務局における文章の收受、配布、処理編集、保存その他文章に関し必要な事項は、湯沢町において定められている文章の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、湯沢町において定められている公印の取扱いの例による。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
湯沢町地域公共交通活性化協議会長之印	湯沢町地域公共交通活性化協議会長之印	てん書	18mm × 18mm	会長名をもって発送する文書	1個	事務局長